

第 1 3 8 8 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 告 示 ]

公印登録告示.....4  
 保育料収納事務の委託告示.....6  
 一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示.....7  
 入札告示.....8  
 固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示.....11  
 甲府市レンタサイクル利用料の徴収事務の委託告示.....12  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告.....13  
 開発行為に関する工事の完了公告.....14  
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則別表中印字に誤りがあったので訂正する旨の告示.....15  
 平成27年度補正予算の公表.....17  
 介護保険被保険者証無効告示.....18  
 道路区域の決定告示.....19  
 道路の供用開始告示.....20  
 国民健康保険料納入通知書公示送達.....21

固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達.....22  
 開発行為に関する工事の完了公告.....23  
 予防接種実施公告.....24  
 差押調書（謄本）公示送達.....26  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告.....27  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（5件）.....29  
 入札告示（4件）.....34  
 地縁による団体の認可に伴う告示.....46  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....47  
 入札告示（3件）.....48  
 国民健康保険料督促状公示送達.....58  
 開発行為に関する工事の完了公告.....59  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....60  
 道路の供用開始告示.....61  
 入札告示.....62  
 住民票を職権消除した者の公示.....65  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....66

開発行為に関する工事の完了公告（3件）	67
指定特定相談支援事業者の廃止公示	70
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	71
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	72
地域農業マスタープランの公表	74

[選挙管理委員会]

甲府市農業委員会委員選挙人名簿登録者総数の2分の1の数の告示	75
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	76
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示	77
山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任告示	78
山梨県議会議員一般選挙における投票所を定める告示	79
山梨県議会議員一般選挙における時刻を繰り上げて投票所を閉じる施設等の告示	80
山梨県議会議員一般選挙における投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	81
山梨県議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	82
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	83
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示	84
山梨県議会議員一般選挙における時間を繰り上げて期日前投票所を閉じる施設等の告示	85
選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	86

在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	87
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	88
甲府市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示	89
甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	90
甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定める告示	91
甲府市議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う告示	92
甲府市議会議員一般選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	93
甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を定める告示	94
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票用封筒の刷込み告	95
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	96
甲府市議会議員一般選挙における投票所を定める告示	97
甲府市議会議員一般選挙における時刻を繰り上げて投票所を閉じる施設等の告示	98
甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任告示	99
甲府市議会議員一般選挙における投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	100
甲府市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	101
甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示	102

甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	103
甲府市議会議員一般選挙における時間を繰り上げて期日前投票所を閉じる施設等の告示	104
甲府市議会議員一般選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示場に掲示する旨の告示	105
甲府市議会議員一般選挙において当選した者の告示	106
選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	107
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	108
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会 4 月定例総会招集公告	109
[ 上下水道局 ]	
特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程の一部を改正する規程	110
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	111
指定給水装置工事事業者の廃止の届出があった旨の告示	112
下水道工事指定店の営業廃止の届出があった旨の告示	113
指定給水装置工事事業者の廃止の届出があった旨の告示	114
下水道工事指定店の営業廃止の届出があった旨の告示	115
[甲府市災害対策本部]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	116
[甲府市地震災害警戒本部]	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	118
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	120
教育委員会	126

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

# 告示

甲府市告示第128号

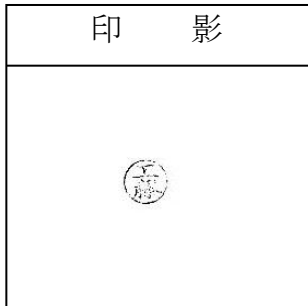
次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成27年4月1日

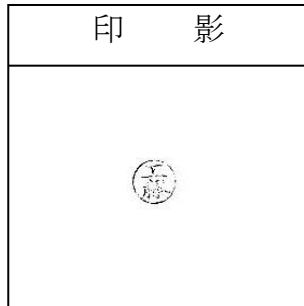
甲府市長 樋口 雄一

## 1 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市長職務代理人認印
- (3) ひな形 42
- (4) 書体 楷書
- (5) 寸法 径7mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 市長職務代理人のとき、市長印に準じて用いる。
- (8) 個数 9個



7個



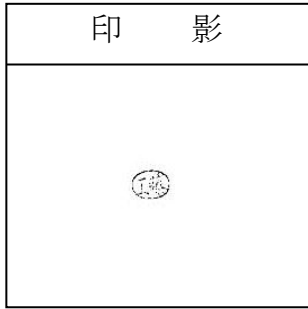
1個



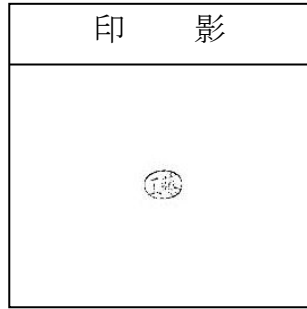
1個

## 2 新調した公印

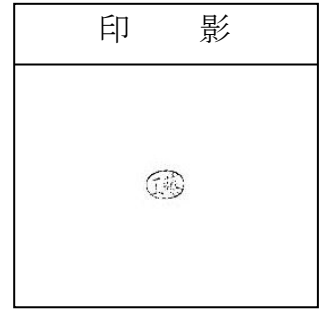
- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市長職務代理人認印
- (3) ひな形 42の2
- (4) 書体 楷書
- (5) 寸法 小判型4mm×6mm
- (6) 印材 水牛の角
- (7) 用途 市長職務代理人のとき、市長印に準じて用いる。
- (8) 個数 4個



2 個



1 個



1 個

3 公印の登録日 平成 2 7 年 4 月 1 日

児童福祉法第56条第4項及び甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、利用者負担額の収納事務を次のとおり保育所に委託したので、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 委託する相手方  
別紙の平成27年度利用者負担額収納事務受託者（保育所代表者）一覧表のとおり
- 2 委託する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 委託する事務  
利用者負担額の収納事務

甲府市告示第130号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規程に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第22号）第6条第2項の規程により別紙のとおり告示する。

平成27年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第1号            |
| (2) 業務名称   | 市営林道維持管理業務委託        |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による              |
| (5) 業務内容   | 仕様書による              |
| (6) 予定価格   | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成17年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年4月1日（水）～平成27年4月9日（木）



(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月1日(水)～平成27年4月9日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年4月16日(木) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第132号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成27年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成27年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第133号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方  
所 在 甲府市丸の内二丁目32番2号  
名 称 甲府ホテル旅館協同組合  
代表理事 伴野 公亮
- 2 委託する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 委託する事務  
甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務

甲府市告示第134号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字明石2462番1、2464番1、2465番2、2465番3、2466番1、2467番1、2468番、2469番1、2471番3及び2472番1  
以上10筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上町2473番地  
社会福祉法人日新会  
理事長 平嶋 道治

平成27年3月31日公布規則第7号甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則別表中印字に誤りがあったので訂正する。

平成27年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

訂正の内容

訂正箇所	誤	正
別表の2中	A 階層	A 階層
	B 階層	B 階層
	C 階層	C 1 階層
	D 1 階層	C 2 階層
	D 2 階層	D 1 階層
	D 3 階層	D 2 階層
	D 4 階層	D 3 階層
	D 5 階層	D 4 階層
	D 6 階層	D 5 階層
	D 7 階層	D 6 階層
	D 8 階層	D 7 階層
	D 9 階層	D 8 階層
	D 1 0 階層	D 9 階層
	D 1 1 階層	D 1 0 階層

別表の備考4中	C階層	C1階層
	D階層	C2階層からD10階層
別表の備考6中	D11階層	D10階層
別表の備考7中	C階層からD11階層	C1階層からD10階層



甲府市告示第137号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成27年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

平成27年度甲府市一般会計補正予算（第1号）

甲府市告示第138号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年4月10日

甲府市長 樋口雄一

- |   |                 |           |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 書類名             | 介護保険被保険者証 |
| 2 | 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり    |

甲府市告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月23日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1606
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理5号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目22番3地先から 甲府市北口二丁目22番1地先まで	5.7～ 7.7	41.1	

甲府市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月23日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	国母工業団地 5号線	甲府市宮原町字西条下河 原1014番2地先から 甲府市宮原町字西条下河 原1014番2地先まで	92.4	平成27年 4月10日
市道	国母工業団地 7号線	甲府市宮原町字西条下河 原1012番1地先から 甲府市宮原町字西条下河 原1012番1地先まで	44.1	平成27年 4月10日
市道	国母工業団地 11号線	甲府市宮原町字西条下河 原1014番2地先から 甲府市宮原町字西条下河 原1012番1地先まで	77.4	平成27年 4月10日
市道	宮原2号線	甲府市宮原町字堰添 1131番3地先から 甲府市宮原町字西条下河 原1011番地先まで	154.0	平成27年 4月10日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理 1号線	甲府市北口二丁目15 番地先から 甲府市北口二丁目22 番1地先まで	48.4	平成27年 4月10日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理 5号線	甲府市北口二丁目22番 3地先から 甲府市北口二丁目22番 1地先まで	41.1	平成27年 4月10日
市道	国玉5号線	甲府市国玉町字飯寄 206番1地先から 甲府市国玉町字奥飯寄 289番3地先から	214.3	平成27年 4月10日

甲府市告示第141号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年4月13日

甲府市長 樋口雄一

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名   | 甲府市国民健康保険料納入通知書  |
| 2 | 発送日   | 平成27年3月2日  |
| 3 | 項目    | 平成26年度国民健康保険料9期分   |
| 4 | 納期限   | 平成27年3月31日<br>(納期限を平成27年4月30日に再指定)   |
| 5 | 納付場所  | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民部市民総室国民健康保険課<br>窓口センター<br>甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（4件）   |

甲府市告示第142号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                |             |       |
|---|-----------|----------------|-------------|-------|
| 1 | 書類名       | 平成27年度         | 固定資産税・都市計画税 | 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり         |             |       |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部税務総室資産税課 |             |       |

甲府市告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市桜井町字横田436番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市川田町934番地1 サンコーレ甲運104  
末石 一幸

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成27年4月15日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容（平成27年4月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	



日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子		
高齢者 肺炎球菌	・平成27年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）		高齢者肺炎球菌指定医療機関 (別掲)

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

甲府市告示第145号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本 税発第5622号  |
| 2 | 発送日       | 平成27年3月31日       |
| 3 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |
| 4 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市固定資産台帳整備業務

2 業務概要

地方公会計については、本市ではこれまで総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成してきたが、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総務大臣通知）により、全ての地方公共団体に対し、平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類を作成するよう要請されたところである。

本市においては、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳が未整備なことから、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日公表）に準拠した固定資産台帳を整備し、本市全体の資産を適切に把握するとともに、今後の財政運営や公共施設マネジメントにも活用するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から平成28年7月29日までとする。

4 参加資格条件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年以内に他都市において、固定資産台帳整備等、本業務と類似業務の受託実績を有していること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、固定資産台帳整備に精通した者を従事させることができること。

5 手続等

- (1) 甲府市固定資産台帳整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布  
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画財政室財政課（担当：清水）  
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
TEL：055-237-5292  
FAX：055-222-2597  
E-mail：zaisei@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 元紺屋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	剣 持 公	深 澤 眞 一 郎
代表者 住 所	甲府市元紺屋町4番地	甲府市元紺屋町33番地36

3 変更年月日 平成27年4月4日

甲府市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 飯田鶴巻東自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	平 出 市 郎	鈴 木 正 次
代表者 住 所	甲府市飯田三丁目6番54号	甲府市飯田五丁目1番20号

3 変更年月日 平成27年4月5日

甲府市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 三葉自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 本 幸 男	三 井 孝 夫
代表者 住 所	甲府市湯村一丁目5番22号	甲府市富士見一丁目20番14号

3 変更年月日 平成27年3月22日

甲府市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下石田東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	大 間 勲	清 水 睦 男
代表者 住 所	甲府市国母二丁目2番12号	甲府市国母二丁目2番21号

3 変更年月日 平成27年4月18日



甲府市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	橋 田 治 樹	中 楯 前
代表者 住 所	甲府市西下条町795番地2	甲府市西下条町639番地

3 変更年月日 平成27年3月21日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第141号            |
| (2) 業務名称   | 甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場管理業務委託  |
| (3) 履行期間   | 平成27年6月1日から平成28年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「警備」で登録されている者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める山梨県公安委員会から警備業者と認定された者又は同法第9条の規定に定める届出書を山梨県公安委員会に提出している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成27年4月20日(月)～平成27年4月27日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月20日(月)～平成27年4月27日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年5月20日(水) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第115号           |
| (2) 業務名称   | 公園便所清掃等業務委託            |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から平成28年3月30日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年4月22日（水）～平成27年5月1日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

平成27年5月1日(金)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月22日(水)～平成27年5月1日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成27年5月1日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年5月22日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内1丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月22日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第132号                   |
| (2) 業務名称   | 遊亀公園・遊亀公園附属動物園整備基本計画策定<br>支援業務 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月25日              |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                        |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                        |
| (6) 予定価格   | 公表しない                          |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                           |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「測量」、「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画、造園の両方）」のすべてに登録されている者であること。
- (3) 過去5年以内に、国又は地方公共団体等とPFIやPPPなどの官民連携事業を実施した代表企業としての実績を有し、かつ山梨県内において公園に関する長寿命化計画調査等を実施した実績を有する者であること。
- (4) 管理技術者は、PFIやPPPなどの官民連携事業に関する知識を保有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCM（都市計画及び地方計画）の資格を有した者であること。
- (5) 担当技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有した者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。



- (9) 入札の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続甲斐市の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続甲斐市の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (11) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配布期間、配布場所、配布方法及び参加申請の受付等
- (1) 配布期間 平成27年4月22日（水）～平成27年5月1日（金）  
（この期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く）  
午前9時00分～午後5時00分  
平成27年5月1日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配布場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18号1番 甲府市役所本庁舎8階  
055-237-5797
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月22日（水）～平成27年5月1日（金）  
（この期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く）  
午前9時00分～午後5時00分  
平成27年5月1日（金）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18号1番 甲府市役所本庁舎8階  
055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年5月22日（金） 10時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は使用に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第137号            |
| (2) 業務名称   | 甲府市都市計画マスタープラン(案)作成業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント(都市計画及び地方計画部門)」に登録されている者であること。
- (3) 過去5年以内に、次に掲げる業務を施行した実績を有する者であること。

ア 地方公共団体の都市計画マスタープランの策定に係る業務

イ 山梨県内において、国又は地方公共団体等の都市計画に関わる調査及び計画策定の業務

- (4) 管理技術者は、地方公共団体の都市計画マスタープランの策定業務に係る主たる技術者等(管理(主任)技術者、担当技術者)の実績を有する者であって、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有していること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい

- う。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配布期間、配布場所、配布方法及び参加申請の受付等
- (1) 配布期間 平成27年4月22日(水)～平成27年5月1日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成27年5月1日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配布場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎8階  
055-237-5797
- (3) 配布方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月22日(水)～平成27年5月1日(金)  
(この期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成27年5月1日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎8階  
055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年5月22日(金) 午前11時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東下条町町自治会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良  
好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

甲府市東下条町4番地2、21番地3、24番地1、31番地1、  
31番地3、32番地2、35番地、44番地1、44番地2、44番地3、  
47番地、49番地3、50番地、53番地6、55番地2、56番地2、  
56番地3、57番地6、57番地7、57番地9、61番地、63番地、  
63番地4、65番地1、65番地7、65番地10、68番地、69番地、  
80番地3、96番地、146番地5、146番地10、146番地16、  
146番地15、152番地5、152番地6、152番地10、  
152番地16、160番地1、171番地3、174番地4から174番地7、  
193番地1、201番地、208番地、339番地4、354番地、356番地、  
359番地1、361番地3から361番地6、367番地、371番地、  
372番地3、376番地、377番地、379番地、381番地、386番地、  
390番地、392番地1、392番地2、393番地、394番地、395番地、  
甲府市西下条町1000番地1までの区域

4 主たる事務所

この会は、事務所を会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

代表者 近山 則夫

住所 甲府市東下条町171番地3

6 認可年月日

平成27年4月20日

甲府市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 横沢自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	矢 崎 嘉 男	古 屋 時 濟
代表者 住 所	甲府市宝一丁目3番10号	甲府市朝日三丁目2番6号

3 変更年月日 平成27年4月19日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）1号		
工事名	①歩道改良工事（市道高畑西条線） ②下水道管工事（26D-4） ③（街路-22）配水管布設替工事		
工事場所	甲府市国母一丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	①歩道改良工事（市道高畑西条線） 施工延長 L = 153.3m ・排水構造物工 側溝工 L = 219.0m 集水柵工 N = 5箇所 縁石工 L = 306.9m ・舗装工 歩道舗装工 A = 112.0㎡ 区画線工 1式 ・付帯工 1式 ②下水道管工事（26D-4） ・塩ビ管布設工（φ200）L = 104m ・人孔設置工（小型）n = 7箇所 ・汚水柵設置工（小口径）n = 5箇所 ・人孔鉄蓋調整・取替工 n = 7箇所 ・付帯工 n = 1式 ③（街路-22）配水管布設替工事 ・DIP. NS（φ100）3.5m ・DIP. NS（φ150）7m ・DIP. NS（φ200）78.9m ・DIP. K（φ100）12.5m ・DIP. K（φ200）7.8m ・仕切弁. NS（φ200）3基 ・不断水簡易仕切弁（φ200）1基



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕切弁. F (φ100) 3基</li> <li>・仕切弁. NS (泥吐弁) (φ75) 1基</li> <li>・仕切弁. F (泥吐弁) (φ75) 1基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> <li>・仕切弁. K (割T字一体型) (φ200) 1基</li> </ul>
	2	工期	平成28年2月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	87,369,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と下水道管工事又は配水管布設替工事等との合算の工事請負額が4,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成27年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年5月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年4月23日

	7	設計図書配付締切日	平成27年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年5月15日
	10	入札日時	平成27年5月22日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年5月27日
	12	開札日時	平成27年6月2日 午前10時
	13	落札者決定日	平成27年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年5月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年5月29日まで
	2	回答	平成27年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）

	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 8号		
工事名	(仮称) 北新団地集会場建設(建築主体) 工事		
工事場所	甲府市北新二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	構造・規模： 鉄骨造 平屋建て 延べ面積148.8㎡ 用途：集会場
	2	工期	平成27年10月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	32,393,520円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成27年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年5月15日
	10	入札日時	平成27年5月22日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年5月27日
	12	開札日時	平成27年6月2日 午前10時10分
	13	落札者決定日	平成27年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年5月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年5月29日まで
	2	回答	平成27年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の 10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 9号		
工事名	城南中学校校舎増築(建築主体)工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	構造・規模： ・北棟 RC造 3階建て 延べ面積520.20㎡ ・中庭棟 鉄骨造 平屋建て 延べ面積256.10㎡ 用途：中学校
	2	工期	平成28年3月4日まで
	3	予定価格 (税込み)	176,486,040円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等による公共施設等の新築、改築、増築工事。ただし、1件の工事請負額が、8,800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（Ⅰ）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成27年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年5月15日
	10	入札日時	平成27年5月22日 午前10時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年5月27日
	12	開札日時	平成27年6月2日 午前10時20分
	13	落札者決定日	平成27年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年5月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年5月29日まで
	2	回答	平成27年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年6月1日



入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第161号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成26年度国民健康保険料第5期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料第7期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料過年10期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課   |

甲府市告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国玉町字五本杉442番2及び444番  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市里吉四丁目4番9号  
千須和 花苗

甲府市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上阿原町新田自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	小 野 正 文	小 野 松 治
代表者 住 所	甲府市上阿原町860番地	甲府市上阿原町623番地

3 変更年月日 平成27年3月22日

甲府市告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上帯那4号線	甲府市上帯那町13 37番1地先から 甲府市上帯那町13 37番2地先まで	24.5	平成27年 4月24日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (業務委託) 第133号
- (2) 業務名称 甲府市地球温暖化対策実行計画改訂版作成業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成26年度までに「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画策定に係る業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年4月24日（金）～平成27年5月12日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4 (甲府市環境センター管理棟1階)  
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ/事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年4月24日(金)～平成27年5月12日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4 (甲府市環境センター管理棟1階)  
電話055-241-4311

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年5月22日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階「会議室1」

甲府市上町601番地4

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市告示第166号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 徳行本町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	佐 野 幸 男	芦 沢 敏 雄
代表者 住 所	甲府市徳行四丁目5番7号	甲府市徳行四丁目9番11号

3 変更年月日 平成27年3月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市住吉四丁目1666番1、1666番3から1666番5まで及び  
1667番2から1667番5まで  
以上8筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市落合町568番地5  
新日本通産株式会社  
代表取締役 三村 修

甲府市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字籠田772番2、776番5から776番8まで及び  
777番1  
以上6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市小瀬町776番地  
谷沢 任

甲府市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字大土井1857番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市住吉三丁目25番19号  
早川 洋之

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の25第4項、障害者総合支援法施行規則第34条の60第3項、児童福祉法第24条の32第2項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第3項の規定に基づき事業を廃止したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により公示する。

平成27年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 廃止する指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	廃止年月日	廃止をする 事業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
株式会社 あんしん  甲府市大里町 3884番地 9	相談支援セン ター すてっ ぷ  甲府市大里町 3884番地 9	平成27年 4月30日	指定計画相 談支援	特定な し	1930101546

2 廃止する指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	廃止年月日	廃止をする 事業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
株式会社 あんしん  甲府市大里町 3884番地 9	相談支援セン ター すてっ ぷ  甲府市大里町 3884番地 9	平成27年 4月30日	指定障害児 相談支援	特定な し	1970101539

甲府市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	横 森 克 美	柴 田 和 則
代表者 住 所	甲府市塩部四丁目11番7号	甲府市塩部三丁目16番17号

3 変更年月日 平成27年3月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地1174番1及び1174番3から1174番11まで  
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原町1050番地  
有限会社スミ新建材  
代表取締役 伊藤 正敏



甲府市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字整理地1325番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都武蔵野市吉祥寺北町二丁目13番15-106号  
西名 日良

農地中間管理事業の推進に係る法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

平成27年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

区域の範囲	北部山付東部果樹地域	南部平坦地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成27年3月25日	平成27年3月25日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 2経営体 個人 43経営体 集落営農 0経営体	経営体数 法人 1経営体 個人 35経営体 集落営農 0経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。
地域農業の将来のあり方	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。

区域の範囲	中道上九一色地域	七覚地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成27年3月25日	平成27年3月25日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 2経営体 個人 30経営体 集落営農 0経営体	経営体数 法人 2経営体 個人 3経営体 集落営農 1経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。
地域農業の将来のあり方	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、集落営農組織等中心経営体への農地の集積・集約化を図る。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第1号

平成27年3月31日確定の甲府市農業委員会委員選挙人名簿について、農業委員会等に関する法律第14条第5項に規定する、選挙権を有する者の総数の1/2の数は、次のとおりである。

平成27年4月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- ・ 1/2の数 2,103人

甲府市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 117人
2	1/3の数	51, 946人
3	1/6の数	25, 973人
4	選挙人名簿登録者数	155, 836人

甲府市選挙管理委員会告示第3号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成27年4月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第4号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今 井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第5号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	マウントピア黒平	午前7時	午後6時
第62投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時



甲府市選挙管理委員会告示第7号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年4月3日（金） 午後5時10分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第8号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとする。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市役所本庁舎 4階選挙管理委員会事務局
- 2 事務取扱期間
  - ・ 平成27年4月3日から平成27年4月11日まで
- 3 事務取扱時間
  - ・ 午前8時30分から午後8時まで

甲府市選挙管理委員会告示第9号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第10号

平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成27年4月 4日から 平成27年4月11日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成27年4月 4日から 平成27年4月11日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成27年4月 9日から 平成27年4月11日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成27年4月 9日から 平成27年4月11日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成27年4月 9日から 平成27年4月11日まで
山梨大学甲府キャンパス Y号館放送大学内講義室 2	山梨県甲府市 武田4丁目4番37号	平成27年4月 8日

甲府市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、平成27年4月12日執行の山梨県議会議員一般選挙において甲府市中道公民館及び山梨大学甲府キャンパスに設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時
山梨大学甲府キャンパス Y号館放送大学内講義室2	午前10時	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月18日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年4月19日（日）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月18日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月3日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 日 平成27年4月19日（日）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年4月18日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 118人
2	1/3の数	51, 961人
3	1/6の数	25, 981人
4	選挙人名簿登録者数	155, 883人



甲府市選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成27年4月18日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市山宮町 2751番地	今井 晃	甲府市下飯田 1丁目1番15号	三井 和子

甲府市選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年4月26日（日） 午後9時00分
- 2 場 所 甲府市青沼三丁目5番44号 甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 甲府市議会議員一般選挙 制限額 4,640,600円

甲府市選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会

委員長 今井 晃

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	<p>ちゅうい 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>平成二十七年四月二十六日執行</p> <p><b>甲府市議会議員一般選挙投票</b></p> <p>甲府市選挙管理委員会之印</p>
--	---	---

備考

- 1 甲府市議会議員一般選挙用の投票用紙の地色は白色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における、不在者投票用封筒の甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとする。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
  - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市役所本庁舎 4階選挙管理委員会事務局
- 2 事務取扱期間
  - ・ 平成27年4月19日から平成27年4月25日まで
- 3 事務取扱時間
  - ・ 午前8時30分から午後8時まで



甲府市選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	マウントピア黒平	午前7時	午後6時
第62投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第25号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第26号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年4月19日（日） 午後5時20分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第27号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙において、甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年4月19日（日） 午後5時10分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第28号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成27年4月20日から 平成27年4月25日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成27年4月20日から 平成27年4月25日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成27年4月23日から 平成27年4月25日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成27年4月23日から 平成27年4月25日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成27年4月23日から 平成27年4月25日まで
山梨大学 Y号館放送大学内講義室 2	山梨県甲府市 武田4丁目4番37号	平成27年4月21日から 平成27年4月22日まで

甲府市選挙管理委員会告示第29号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙において甲府市中道公民館及び山梨大学甲府キャンパスに設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時
山梨大学甲府キャンパス Y号館放送大学内講義室2	午前10時	午後5時



甲府市選挙管理委員会告示第31号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙における、公職選挙法第192条第1項の規定による、選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示板に掲示して行う。

平成27年4月19日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第32号

平成27年4月26日執行の甲府市議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所及び氏名は、別紙のとおりである。

平成27年4月27日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第33号

平成27年6月1日現在で新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月7日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年6月3日（水）から  
平成27年6月7日（日）まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第34号

平成27年6月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月7日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年6月3日（水）から  
平成27年6月7日（日）まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、平成27年4月30日午後2時30分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年4月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成27年5月告示分農用地利用集積計画について
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成について

---

# 上下水道局

---

## 甲府市上下水道局管理規程第4号

特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程の一部を改正する規程  
特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程（昭和46年1月管理規定第23号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中



を削る。

第2号様式中「甲」を「委託者」に、「乙」を「受託者」に改める。

第2号様式第5条第1項中「この場合甲は乙にこの旨文書により通知するものとする。」を削る。

第2号様式第5条第2項中「乙は前項の通知を受けた場合、20日以内に当該使用者の未納料金を甲に納入しなければならない。」を削る。

第2号様式第8条中「第5条第2項をはじめその他」を削る。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成27年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

負担区の名称	平成27年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	横根町の一部（別添図のとおり） 桜井町の一部（別添図のとおり） 川田町の一部（別添図のとおり）

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成27年4月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第136号
指定業者名	さいとう設備
所在地	甲府市朝日3丁目8-21
代表者	諏訪光子



甲府市上下水道局告示第21号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店から営業を廃止する届出があったので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第97号
指定店名	さいとう設備
所在地	甲府市朝日3-8-21
代表者氏名	諏訪 光子

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成27年4月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第171号
指定業者名	秋葉設備工業
所在地	南アルプス市下市之瀬1329
代表者	秋 葉 康 行

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店から営業を廃止する届出があったので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第5号
指定店名	秋葉設備工業
所在地	南アルプス市下市之瀬1329
代表者氏名	秋葉 康行

# 甲府市災害対策本部

## 甲府市災害対策本部規程第2号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月13日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 危機管理部、危機管理室、防災班の項に次の1号を加える。

14 避難行動要支援者名簿に関する事。

別表第1 企画部、リニア交通室及び企画財政室の項を次のように改める。

企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。
	行政改革班 (行政改革課長)	部内各班への応援に関する事。
リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長)	2 交通関係機関との連絡調整に関する事。

別表第1 福祉部、福祉総室、福祉計画班の項を削り、同表福祉部、子ども家庭支援室、生活福祉班及び児童育成班の項を次のように改める。

生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事。
児童育成班 (児童育成課長)	

別表第1 福祉部、長寿支援室の項中「障害福祉班（障害福祉課長）」を「障がい福祉班（障がい福祉課長）」に改める。

別表第1 産業部、農林振興室、農政班の項に次の2号を加える。

5 農道、農業用施設等の被害状況調査及び復旧工事に関する事。

6 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関する事。

別表第1 病院部、病院事務総室の項中「総合相談班（総合相談室長）」を「総合相談センター班（総合相談センター長）」に改め、同表病院部、病院事務総室、地域医療連携班の項を削る。

別表第1 上下水道部、業務総室、会計班の項を削る。

別表第1 教育部、生涯学習室の項中「文化班（文化課長）」を「生涯学習文化班（生涯学習文化課長）」に改め、同表教育部、生涯学習室、生涯学習班の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第2号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月13日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1危機管理部、危機管理室、防災班の項に次の1号を加える。

1 1 避難行動要支援者名簿に関する事。

別表第1企画部、リニア交通室及び企画財政室の項を次のように改める。

企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 発災に備えての備蓄類の予算措置に関する事。
	行政改革班 (行政改革課長)	部内各班への応援に関する事。
リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長)	2 交通関係機関との連絡調整に関する事。

別表第1福祉部、福祉総室、福祉計画班の項を削り、同表福祉部、長寿支援室の項中「障害福祉班（障害福祉課長）」を「障がい福祉班（障がい福祉課長）」に改める。

別表第1産業部、農林振興室、農政班の項に次の2号を加える。

3 農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。

4 農業集落排水施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。

別表第1病院部、病院事務総室の項中「総合相談班（総合相談室長）」を「総合相談センター班（総合相談センター長）」に改め、同表病院部、病院事務総室、地域医療連携班の項を削る。

別表第1上下水道部、業務総室、会計班の項を削る。

別表第1教育部、生涯学習室の項中「文化班（文化課長）」を「生涯学習文化班（生涯学習文化課長）」に改め、同表教育部、生涯学習室、生涯学習班の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

甲府市副市長に選任する

工藤 眞 幸

甲府市監査委員に選任する  
常勤とする

幡野 治 通

甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する

深澤 勲

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主事を命ずる

奈良田 卓 郁  
上原 亜里沙  
碓 綾 乃

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

大塚 一 勲  
原 田 紘 行

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部税務総室市民税課主事を命ずる

有泉 暁 子  
佐藤 匠

向山 恭 平  
吉田 博 光  
小林 由布子



(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部税務総室資産税課主事を命ずる

守 屋 衛

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部収納管理室収納課主事を命ずる

内 藤 晴 夏

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
福祉部福祉総室健康衛生課技師を命ずる

諸 角 周 哉

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童育成課主事を命ずる

風 間 駿

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる

田草川 沙 希  
古 屋 真由梨  
成 嶋 彩 音

(各通)

事務職員に採用する  
保育士を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる

泉 慧太郎  
梶 原 佑 介  
市 川 史 奈

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部長寿支援室介護保険課主事を命ずる

佐 藤 みさき

広 瀬 和 弥  
飯 島 洋 平  
功 刀 奏

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

篠 原 大 徳

技術職員に採用する  
水質検査職を命ずる  
環境部環境総室環境保全課技師を命ずる

雨 宮 達 也

技術職員に採用する  
建築職を命ずる  
環境部技師を命ずる  
地方自治法第252条の17の規定に基づき  
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に派遣する

菊地原 徹 郎  
土 屋 遼 河

(各通)  
技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
建設部まち保全室道路河川課技師を命ずる

望 月 太 雅  
埴 原 一

(各通)  
技術職員に採用する  
建築職を命ずる  
建設部まち保全室建築営繕課技師を命ずる

島 村 成 樹  
石 田 剛 士  
吉 村 大

(各通)  
技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

望 田 哲 司  
鈴 木 浩 二

(各通)  
技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部循環器内科医長を命ずる

伯耆原 祥

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部小児科長を命ずる

村 瀬 翼

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部小児科医師を命ずる

西 山 義 久

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部脳神経外科長を命ずる

安 田 元 己

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部産婦人科医師を命ずる

黄 淳 一

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部耳鼻いんこう科長を命ずる

中 村 亮 介

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部歯科口腔外科医師を命ずる

白 滝 航 平

技術職員に採用する  
理学療法士を命ずる

市立甲府病院診療部技師を命ずる

小佐野 宏 幸

技術職員に採用する  
作業療法士を命ずる  
市立甲府病院診療部技師を命ずる

鷹 野 恵 美

技術職員に採用する  
臨床検査技師を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

齋 藤 佑 介

技術職員に採用する  
臨床工学技師を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

鈴 木 知 佳

技術職員に採用する  
管理栄養士を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

中 島 正 弘

技術職員に採用する  
診療放射線技師を命ずる  
市立甲府病院放射線部技師長を命ずる  
任期は平成30年3月31日までとする

黒 澤 倭

技術職員に採用する  
診療放射線技師を命ずる  
市立甲府病院放射線部技師を命ずる

土 屋 貴 裕

技術職員に採用する  
薬剤師を命ずる  
市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

山 下 詩 織  
小 澤 沙 樹

(各通)  
 技術職員に採用する  
 助産師を命ずる  
 市立甲府病院看護部技師を命ずる

石宮向富小河大土八安堀川吉新金川加芦望飯詫  
 倉坂山澤澤野木肥卷永内崎岡谷丸元藤澤月島間  
 美和裕あすか満理愛陽早京香結涼舞美歩乃愛秀まさ  
 奈愛利香子奈美香希香奈希子美幸穂乃香美美

(各通)  
 技術職員に採用する  
 看護師を命ずる  
 市立甲府病院看護部技師を命ずる

有野洋一

事務職員に採用する  
 行政事務職を命ずる  
 市立甲府病院事務局病院事務総室医事課課長補佐を命ずる  
 任期は平成30年3月31日までとする

森池智昭  
 菊 池 遼

(各通)  
 技術職員に採用する

土木職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる  
以 上 発 令 日 平成27年 4月 1日

市民部 市民総室 市民課 主任 三井 秀子  
退職を承認する  
以 上 発 令 日 平成27年 4月13日

(教育委員会)

松 田 昌 樹

事務職員に採用する  
指導主事を命ずる  
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる  
以 上 発 令 日 平成27年 4月 1日